

基本的な方向性Ⅱ：すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

1. 親と子のより良い関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

【施策の概要】

子育てを取り巻く環境の変化などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭が増えており、子育てに悩む家庭への相談・支援や適切な情報提供、子育て家庭の経済的な負担の軽減などの支援が求められています。

特に、乳幼児期は、人との愛着関係や自己認識、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期となり、学童期・思春期と成長・発達段階に応じて、継続的な支援が必要となります。

そのため、親と子のより良い関係づくりに向け、両親学級の実施や乳幼児健診時における相談・情報提供など、子育て家庭への出産・育児を支援するとともに、体も心も大人に移行する思春期における心と体の健康教育を実施するなど、子ども・若者の健全な成長に向けた支援をします。

推進事業

- ・妊婦・乳幼児健康診査事業
- ・母子保健指導・相談事業
- ・健康教育推進事業
- ・障害児施設事業・地域療育センターの運営
- ・発達障害児・者支援体制整備事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・児童支援コーディネーター専任化事業
- ・小児医療費助成事業

・妊婦・乳幼児健康診査事業（こども未来局）

対象世代 妊娠期・乳幼児期

【現状と課題】

妊娠・出産を安全・安心に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図っています。

支援の必要な妊産婦に対し的確な支援をより早期に実施するため、個別ニーズを的確かつ早期に把握すること、産婦人科等医療機関との連携などが課題となっています。

【推進期間における施策の展望】

妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する相談・支援体制を強化します。

・母子保健指導・相談事業（こども未来局）

対象世代 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までライフステージの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。多様化する子ども・若者の心身の問題に対応するとともに、思春期から妊娠・出産・育児に至るライフプランを考えるしくみが必要です。

【推進期間における施策の展望】

思春期から、妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の充実に向け、学校保健と母子保健・地域保健との施策の連携強化を図り、保健や育児に関する相談支援・普及啓発の取組を推進します。

また、医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを行います。

・健康教育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

児童生徒の定期健康診断を実施し、その結果に基づき、疾病の予防措置や治療の指示等を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育などの健康教育に取り組んでいます。

生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要となっており、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいくことが必要となっています。

また、児童生徒の心身の健康問題も多様化しており、養護教諭によるきめ細やかな対応が求められています。

【推進期間における施策の展望】

生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進するとともに、多様化する児童生徒の健康問題にきめ細やかに対応するため、スクールヘルスリーダーを派遣し、経験の浅い養護教諭への研修や適切な指導・助言を行うなど支援の充実を図ります。

・障害児施設事業・地域療育センターの運営（健康福祉局）

対象世代 乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進しています。特に、障害の早期発見・早期療育は重要であることから、専門支援機関である市内4か所の地域療育センターにおける支援体制を段階的に強化しながら、増加・多様化している支援ニーズへの対応を図ってきています。また、学齢障害児の放課後支援ニーズの高まりを受けて、放課後等デイサービス事業所等の充実と適切な運営に努めています。

【推進期間における施策の展望】

今後とも、ニーズの動向に応じた支援を提供できるよう、引き続き、適時の状況把握と検討を行いながら、ライフステージに応じた適切な支援サービスの充実に取り組んでいきます。

- ・発達障害児・者支援体制整備事業（健康福祉局）
対象世代 乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

発達障害児について、乳幼児期から成人期までの成長段階ごとの各ライフステージを通じて一貫した支援を行うために、必要な具体策を検討し、専門的な支援システムの構築を推進しています。支援体制整備検討委員会の検討に基づき、発達相談支援コーディネーター養成研修や市民への普及啓発等を実施しています。また、支援のノウハウの普及を目的に、地域における発達障害児者の支援体制の確立及び社会参加を促すなどの地域支援機能の強化が求められています。

【推進期間における施策の展望】

地域の中核機関である発達相談支援センターに、国要綱に基づく「発達障害者地域支援マネージャー」を配置し、発達障害児者の特性に沿いながら、全年代を対象とした支援体制の構築や事業所等の困難ケースへの対応を行うことにより、地域支援の強化を図ります。

- ・特別支援教育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

特別支援教育サポーターの配置や、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援などを行うとともに、今後の特別支援教育の方向性等を示した「第2期特別支援教育推進計画」を策定しました。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していることや、通常の学級においても発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることから、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒を対象として、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことが必要です。

【推進期間における施策の展望】

「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

- ・児童支援コーディネーター専任化事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期

【現状と課題】

小学校においてニーズに応じた支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターに指名された教員の専任化を65校で行い、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施しています。すべての子どもが生き生きと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施していくことが必要であり、児童支援コーディネーターの専任化は、その実現に寄与するものです。

今後、小規模校において児童支援コーディネーターを専任化するにあたっては、その指名等に課題が残っています。

【推進期間における施策の展望】

児童支援コーディネーターを務める教員の専任化を推進していくとともに、外部機関との連携や、若手教員の育成など、コーディネーターを中心とした、適切な支援と教育の推進体制の構築を進めています。

・小児医療費助成事業（こども未来局）

対象世代 乳幼児期・学童期

【現状と課題】

子どもの健康保持を目的として、子どもに係る医療費の自己負担分を助成する小児医療費助成制度を実施しており、制度開始当初の通院医療費助成対象年齢は0歳児から2歳児まででしたが、順次対象年齢の拡大を行い、平成27年4月に小学校2年生まで助成対象を拡大しました。

子どもの医療費を取り巻く状況をみると、受療率は低年齢になるほど高くなり、近年さらにこの傾向が強まっています。

こうしたことは、家計における医療費の負担につながっていくことから、子育て家庭の経済的格差が広がる中、必要な医療を安心して受けることができる環境整備が求められています。

通院医療費の助成対象年齢については、子どもが小学校教育を通じて、健康的な生活のために必要な習慣や体力を養い、心身の発達が図られる小学校6年生までを一つの区切りとし、他都市の状況等も踏まえながら、対象年齢を拡大する必要があります。

【推進期間における施策の展望】

子どもに係る医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの健康保持と福祉の増進を図ります。通院医療費の助成対象年齢について、平成28年4月に小学校3年生まで、平成29年4月に小学校6年生まで拡大するための取組を推進します。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
妊婦・乳幼児健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施（助成件数：186,600件以上） ・乳幼児健康診査の実施 ・医療機関との連携した健診後の要支援家庭等への支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携した健診後の要支援家庭等への支援に向けた取組の推進 	こども未来局
母子保健指導・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の心と身体の健康教育の実施（参加者数：6,300人以上） ・各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施（両親学級参加者数：6,300人以上） ・各区における母子健康手帳の交付・相談体制の強化 ・新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施（訪問実施率：100%） ・産後ケア事業の実施（利用者数：延べ905件以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 	こども未来局
健康教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ・児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法の検討・実施 ・スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援（派遣数：6人） 		教育委員会 事務局
障害児施設事業・地域療育センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスや医療費の給付 ・指定障害児相談支援事業所の拡充（事業所数：2事業所指定計43） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害児相談支援事業所の拡充（事業所数：2事業所指定計45） 	健康福祉局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
特別支援教育 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育サポーターの配置による、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実 ・小・中学校通級支援教室の課題への対応の検討（小学校言語・情緒関連：各区に設置、中学校情緒関連：市内3か所に設置） ・長期入院児童生徒への学習支援の実施 ・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 (看護師の派遣：週2回) ・専門性を高めるための研修の実施 ・支援が必要な児童生徒の指導計画となるサポートノートの効果的な活用の推進 ・こども心理ケアセンター施設内学級の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく取組の推進 (小学校言語・情緒関連：各区に設置、中学校情緒関連：市内3か所に設置) ・こども心理ケアセンター施設内学級の運営 	教育委員会 事務局
児童支援コー ディネーター 専任化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進（小学校79校） ・コーディネーターが中心となった適切な支援と教育の推進体制の構築 		教育委員会 事務局
小児医療費 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費助成対象年齢の引き上げの実施（28年4月から小学校2年生→3年生） ・平成29年4月からの小学校6年生までの通院医療費助成対象年齢の引上げに向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費助成対象年齢の引上げの実施（29年4月から小学校3年生→6年生） 	こども未来局

2. 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進

【施策の概要】

子どもが、自分の将来の夢や希望との関連性が見えないまま、家庭や学校での生活を送ることにより、生活習慣を身につける能力や知識の習得ができず、学習意欲、スポーツ・文化的な活動への参加意欲も低下し、社会的自立が困難な若者が増えていることが社会問題となっています。

そのため、学童期や思春期においては、子ども・若者が将来に対する夢や希望を持ち、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度を育していく教育をするとともに、他者を思いやる心や自立（自律）心を育成するなど、豊かな人間性を育む教育を推進します。

【推進事業】

- ・児童生徒指導・相談事業
- ・共生・共育推進事業
- ・キャリア在り方生き方教育推進事業
- ・教育の情報化推進事業
- ・人権尊重教育推進事業
- ・多文化共生教育推進事業

・児童生徒指導・相談事業（教育委員会事務局）

対象世代　学童期・思春期

【現状と課題】

教育委員会では、一人ひとりの子どもを大切にするために、校長会議や教員研修を通じ、また各学校の児童生徒指導の担当者による児童生徒指導連絡協議会の取組等を通して、子どもたちの内面に寄り添った共感的理解に基づく指導体制の充実を推進する取組をすすめています。

区役所に区・教育担当を配置し、区役所内の関係部署や児童相談所等の関係機関との連携のもと、学校の実態やニーズに応じるとともに、保護者等からの相談に適宜応じるなどして、各学校の具体的な取組や対応への支援をすすめています。様々な課題を抱える子どもたちを取り巻く複雑な環境に働きかけるためには、専門性の高い支援の充実や関係機関との連携が必要です。そのため、各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを配置し、円滑な連携を図れるよう努めています。

また、環境への働きかけとともに、子どもたちの思いをしっかりと受け止め、いじめや不登校などの課題に対応するために、すべての市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校・高等学校には学校巡回カウンセラーを派遣しています。社会の大きな変化は、子どもたちの取り巻く環境や心にも大きな影響を及ぼします。社会状況に応じて、子どもたちへのより充実した支援を追求する必要があります。

【推進機関における施策の展望】

生徒理解に基づいた指導体制の充実を一層推進するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との円滑な連携及びスクールカウンセラーの継続的な配置によって、すべての子ども・若者へ温かく、きめ細やかな支援や指導を行います。

・キャリア在り方生き方教育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を平成28年度からの全校実施に向け、研修や手引きの配布による啓発、推進協力校における検証を行っています。コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感など「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子ども・若者の様々な課題が存在しており、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育てる教育が求められています。

【推進期間における施策の展望】

推進協力校での検証結果に基づき、「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための基礎を育みます。

・人権尊重教育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

子どもたちの人権感覚や人権意識の向上、「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図るため、情報交換や研修、補助教材・学習資料の作成・配布、講師派遣などを実施しています。互いを尊重し、共生する社会を創造するためには、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合い、全ての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要であり、また、問題解決のための実践的な行動力を身につけることが求められています。

【推進期間における施策の展望】

本市では、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。

・共生・共育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

各学校において、豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止を図っています。いじめや不登校を未然に防止するためには、子どもたちが社会性を身に付けて人間関係によるトラブルを未然防止するとともに、各学校における児童生徒指導の充実や、チーム対応等の体制づくりを推進することが必要です。

【推進期間における施策の展望】

「かわさき共生＊共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して子どもたちへの理解を深めます。

・教育の情報化推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

学校では様々な場で情報を取捨選択したり、適切に判断したりする情報活用能力を育成するとともに、日常的なモラルやインターネットの特性について学年に合わせて教えています。ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子どもたちが気軽にSNSなどのインターネットを利用する今日では、情報モラル教育を一層推進していくことが求められています。

【推進期間における施策の展望】

今後も引き続き保護者向け啓発資料の作成、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者がこの情報化社会において安心して暮らしていけるように、情報活用能力を育成します。

・多文化共生教育推進事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習の推進や、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成推進のため、外国人市民等の講師派遣や外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換などを実施しています。市立学校に在籍する外国籍の子どもたちは、近年、各国籍の占める割合が変化し、また、外国につながりのある子どもたちも増加し、より、多様化してきています。このような状況の変化に伴い、多様な文化に対応できる多文化共生教育の充実を図ることが求められています。

【推進期間における施策の展望】

多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
児童生徒指導・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 ・各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 ・市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ・市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 		教育委員会 事務局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
キャリア在り方生き方教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手引を利用した各学校における実践の支援 ・「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布・活用（全市立小・中学校で実施） ・モデル校での検証結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の実施（全校） ・保護者への啓発用リーフレットの作成・配布 		教育委員会 事務局
人権尊重教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修の実施及び研究校への研究支援（研修参加者数：2,400人以上） ・人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料の作成・配布 ・子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習への講師派遣（講師派遣数：354人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修の実施及び研究校への研究支援（研修参加者数：2,450人以上） 	教育委員会 事務局
共生・共育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ・担当者研修の実施 ・研究推進校での効果測定・検証 		教育委員会 事務局
教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進		教育委員会 事務局
多文化共生教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民族文化の紹介等を行う外国人市民等を講師として派遣 ・外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ・各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 		教育委員会 事務局

3. 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実

【施策の概要】

学生の厳しい雇用情勢や非正規労働者の増加などは、子ども・若者が将来に対して不安を抱く大きな原因となっており、子ども・若者の勤労観や職業観の育成とともに、意欲のある若者が社会に参画し、自らの能力や個性を活かして働くことができる社会の実現が必要です。

そのため、高校生や大学生などの若者の行政参加の促進を図るとともに、若者の就職相談や定着支援、さらには、個々の状況に応じた就業支援や学習支援、職業意識の啓発など、関係機関が連携しながら、若者一人ひとりの状況に応じた適切な支援に向けた取組を推進します。

推進事業

- ・雇用労働対策・就業支援事業
- ・魅力ある高校教育の推進事業
- ・障害者就労支援事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護自立支援対策事業
- ・児童養護施設等運営事業
- ・青少年啓発活動事業（再掲）
- ・自治推進事業
- ・障害者日常生活支援事業
- ・発達障害児・者支援体制整備事業（再掲）
- ・障害者社会参加促進事業

・雇用労働対策・就業支援事業（経済労働局）

対象世代　思春期・青年期

【現状と課題】

ニートや働きたくない若年無業者等に対して、一人ひとりの状況に応じた就業支援メニューの提供や適切な支援機関への誘導など、若年無業者等の職業的自立に向けて、個別・継続的な支援を行い、働く自信の回復や社会適応の促進、生活リズムの改善等を図ることにより、若年者の雇用環境の改善に取り組んでいます。雇用情勢は回復傾向にあるものの、若年無業者数は高止まり（平成24年の15歳から39歳の若年無業者は全国で83万人と推計）で推移しており、引き続き、働くことに悩みを抱える若者に対する職業的自立支援施策を継続する必要があります。

【推進期間における施策の展望】

「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」を拠点に、30歳代までの若年無業者等に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて心理カウンセリング、職業意識啓発事業等を実施するなど、若年無業者の職業的自立支援の更なる充実を図ります。

また、若年者の無業化の未然防止等に向け、高等学校等との連携を強化します。

・魅力ある高校教育の推進事業（教育委員会事務局）

対象世代　思春期

【現状と課題】

市立高等学校定時制への支援については、川崎高等学校定時制課程において、平成25年度に経済労働局による就労支援の事業を、平成26年度からは、健康福祉局による居場所づくりを中心としたカフェ形式での事業を行っています。

定時制の生徒は全日制の生徒に比べ、年齢構成が幅広く、中途退学や不登校を経験するなど、様々な課題を抱えている生徒が多いため、学校の教職員とも連携し、個々の生徒の性格や状況を把握しつつ、生徒からの相談にも気軽に応じながら学習支援や就労支援ができる知識や経験を有する人材を定期的に学校へ配置することなどを検討していく必要があります。

【推進期間における施策の展望】

「保護者」や「教職員」ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらったり、進路についてのアドバイスがもらえる、身近にいて信頼できる『外部人材』を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。

・障害者就労支援事業（健康福祉局）

対象世代　青年期

【現状と課題】

様々な主体との協働による働く意欲の向上や雇用先の拡充などの取組を通じて、障害者の就労の機会拡大に向けた取組を進めています。就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施しています。また、企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業を実施し、精神障害者の雇用を中心としたかわさき職場定着支援プロジェクトを実施しています。

【推進期間における施策の展望】

今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。

・生活困窮者自立支援事業（健康福祉局）

対象世代　青年期

【現状と課題】

失業等により生活に困窮した市民の相談・支援を行う「だいJ O Bセンター」を開設し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施しています。

「だいJ O Bセンター」には、失業を中心に健康、住まい、債務、人間関係など、複数の課題をあわせ持つ方から相談があり、それぞれの状態に合わせ関係機関への同行、居宅への

訪問、制度の手続きへの補助など寄り添って支援を行っています。

生活に困窮した市民が最終的に社会的経済的自立を実現するためには、就労が重要であるため、多くの企業が生活に困窮した市民に対する理解をするとともに、雇用できるようなくみが求められています。

【推進期間における施策の展望】

生活に困窮した市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、関係機関と連携し、効果的な取組を展開します。

・生活保護自立支援対策事業（健康福祉局）

対象世代　思春期・青年期

【現状と課題】

生活保護受給者の自立を支援するため、受給者の個々の状況に合わせたさまざまな就労支援事業を実施するなど、きめ細かい対応を図っています。

また、「貧困の連鎖」の防止に向けて、生活保護受給世帯の子どもたちの高校進学を支援するため、学習支援を行っています。

稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力などを踏まえた求人開拓を行うなど、きめ細かい就労支援を行っています。

就職をしても、職場環境に馴染めないなどの理由で離職をする受給者もいることから、継続就労に向けた支援が必要です。また、「貧困の連鎖」の防止に向けて、生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、市内8か所で高校進学を支援するため学習支援を行っています。

高校進学に向けては、早いうちから学習の習慣を身につけることが必要です。

【推進期間における施策の展望】

生活保護受給者に対する就労支援について、引き続き個々の状況に合わせたきめ細かい支援を行います。また、「貧困の連鎖」の防止に向けた、生活保護受給世帯の学習支援について、中学1年生・2年生へ対象を拡大するとともに、関係局で連携を図りながら、学習支援事業に参加している中学3年生の高校進学に向けた支援の取組を引き続き進めてまいります。

・児童養護施設等運営事業（こども未来局）

対象世代　乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭生活に近い環境の中で子どもの健全な成長・発達を保障するため、児童養護施設等の運営支援を行っています。

施設等退所後の進路について、就職者の割合が69.8%と高校卒業者全体の16.9%と比較して高い割合になっているなど、多くの子どもは退所後、自ら収入を得て自立しなければならない状況にあり、自立に向けた支援を行う必要があります。

【推進期間における施策の展望】

社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設等における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、自立後の安定した生活のための支援を実施します。

・青少年啓発活動事業（こども未来局・再掲）

対象世代　思春期・青年期

【現状と課題】

若者が社会活動に積極的に参加できる育成環境づくりと意識の醸成に向けて、成人の日を祝うつどいや青少年フェスティバルの開催にあたり、若者自身が企画・運営に携わっています。今後はさらに多くの若者の参加を促進していくことが必要です。

【推進期間における施策の展望】

多くの若者がボランティア活動を通じて人との交流を図り、一つのイベントを一緒にやって創り上げていく楽しさや達成感を得られるような主体的な活動の場を提供することにより、参加を促進していきます。

・自治推進事業（市民文化局）

対象世代　思春期・青年期

【現状と課題】

自治基本条例に規定する自治運営の3つの基本原則に基づく、市民自治のまちづくりを推進しています。市民による市政への「参加」や多様な主体との「協働」を進めるにあたって、その担い手が、特定の年代層や立場に偏ることなく、多くの市民による関わりを促していくことが不可欠ですが、若者の関心や認知度・浸透度は、低い傾向にあります。その一方で、選挙権年齢の18歳以上への引き下げなどもあり、若者の行政や政治への関心を惹起し、参加の促進を図る取組が、より一層、重要性を増している状況にあります。

【推進期間における施策の展望】

高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための新たなツールの導入の検討、若者にターゲットを絞った市政情報の発信、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。

・障害者日常生活支援事業（健康福祉局）

対象世代　青年期

【現状と課題】

地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等によって、障害者の地域生活を支える取組を推進しています。特別支援学校卒業生の動向に合わせて、障害の状況に応じた支援体制等が必要となっています。

【推進期間における施策の展望】

引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受け入れ枠の確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。

・発達障害児・者支援体制整備事業（健康福祉局・再掲）

対象世代 乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

発達障害児について、乳幼児期から成人期までの成長段階ごとの各ライフステージを通じて一貫した支援を行うために、必要な具体策を検討し、専門的な支援システムの構築を推進するとともに、支援体制整備検討委員会の検討に基づき、発達相談支援コーディネーター養成研修や市民への普及啓発等を実施しています。

支援のノウハウの普及を目的に、地域における発達障害児者の支援体制の確立及び社会参加を促すなどの地域支援機能の強化が求められています。

【推進期間における施策の展望】

地域の中核機関である発達相談支援センターに、国要綱に基づく「発達障害者地域支援マネージャー」を配置し、発達障害児者の特性に沿いながら、全年代を対象とした支援体制の構築や事業所等の困難ケースへの対応を行うことにより、地域支援の強化を図ります。

・障害者社会参加促進事業（健康福祉局）

対象世代 思春期・青年期

【現状と課題】

障害のある人もない人もお互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて、「各種障害者スポーツ大会」や、「手をつなぐフェスティバル」、「障害者週間記念のつどい」等を開催し、障害のある方の社会参加の促進を図るとともに、障害者への理解が深まるよう啓発に努めています。

障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツや文化・芸術などに触れる機会を持ち、うるおいのある暮らしを送れるようにしていくことが求められており、そうした余暇活動を楽しむ場や機会の充実を図るとともに、それらの情報を入手しやすい環境づくりを推進する必要があります。

【推進期間における施策の展望】

障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者スポーツに関する専門スタッフを配置した団体の育成等、障害者が身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めます。

また、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図るなど、本市が進める「かわさきパラムーブメント」の理念に基づき、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
雇用労働対策・就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の実施 出張相談、学校内企業説明会等の学校連携事業の実施（実施数：10回以上） 職業体験支援の実施（実施数：20回以上） (就職決定者数：210人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の実施 出張相談、学校内企業説明会等の学校連携事業の実施（実施数：10回以上） 職業体験支援の実施（実施数：20回以上） (就職決定者数：215人以上) 	経済労働局
魅力ある高校教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 定時制高校生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の実践を踏まえた、相談・支援の充実 	教育委員会事務局
障害者就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ・企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施（職場インターン：20件40人以上） ・スポーツやエンターテインメントの場における就労体験の実施（30件500人以上） ・企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施 ・職場定着支援プログラム（K－S T E P プロジェクト）の実施 		健康福祉局
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「生活自立・仕事相談センター（だいJ O B センター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 		健康福祉局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
生活保護自立支援対策事業	・生活保護家庭の中学生への学習支援の実施(8か所・中学1年生から3年生)		健康福祉局
児童養護施設等運営事業	・乳児院における社会的養護の推進 ・児童養護施設における社会的養護の推進 ・こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援及び施設内学級の設置 ・児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進	・こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援	こども未来局
青少年啓発活動事業	・成人式サポートグループや各種青少年団体等が企画運営した成人の日を祝うつどいの開催 ・青少年自身が同世代のふれあい・体験を目的に企画・運営した青少年フェスティバルの開催		こども未来局
自治推進事業	・若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討・実施及び若者からの意見聴取	・若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の実施及び若者からの意見の行政参加施策への反映	市民文化局
障害者日常生活支援事業	・地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による支援事業の推進 ・精神障害者への地域移行支援の実施		健康福祉局
障害者社会参加促進事業	・障害者スポーツ大会の実施(競技数:6) ・障害者作品展の開催(開催数:1回) ・障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツ振興に向けた取組の推進		健康福祉局